資料番号	1

令和８年 11 月 19 日
課　名　教育委員会事務局管理部
担当者　経営企画監　橋本
内　線　4936

「広島県　教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針について

１　要旨

令和８年 11 月 13 日の教育委員会会議において策定した「「広島県　教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針」（以下「実施方針」という。）について報告する。

２　概要

(1) 実施方針の趣旨

令和８年７月に策定した「広島県　教育に関する大綱」（以下「大綱」という。）に掲げる基本的な方針・方向性に基づき、今後５年間で取り組む具体的な教育施策として、実施方針を策定する。

(2) 実施方針の位置づけ

・「安心▷誇り▷挑戦　ひろしまビジョン」（R8.7 改定）
・「広島県　教育に関する大綱」（R8.7 策定）

と合わせて、教育基本法に定める「教育振興基本計画」に位置づける。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条における「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の基準とする。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
第 26 条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

(3) 実施方針の内容

詳細は別紙のとおり

(4) 計画期間

令和８年度から令和 12 年度まで（大綱と同様）

「広島県　教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針

第１　趣旨

令和８年７月に本県の総合計画である「安心▹誇り▹挑戦　ひろしまビジョン」が社会情勢の変化や取組の成果・課題等を踏まえて改定されるとともに、令和８年７月に「広島県　教育に関する大綱」（以下「大綱」という。）が策定され、本県教育の基本理念や目指す姿に加え、これらに基づく今後５年間の教育施策の基本的な方針・方向性が示されました。

≪基本理念≫
広島ならではの学びを通じて、一人一人の個性や能力を見いだし、伸ばし、生きる力を育む
≪目指す姿≫
一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくりの実現

大綱に掲げる基本的な方針・方向性に基づき、教育委員会が取り組む施策について、「安心▹誇り▹挑戦　ひろしまビジョン　アクションプラン」や各種の個別計画等を基にして、体系的俯瞰的に整理し、全体像を明らかにすることで、大綱の目指す姿の実現に向けた取組の進捗の把握・評価に活用していきます。

第２　「教育振興基本計画」としての位置付け

「安心▹誇り▹挑戦　ひろしまビジョン」及び「広島県　教育に関する大綱」、「「広島県　教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針」を一体のものとして、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第２項に定める、「教育振興基本計画」に位置付けることとします。

第３　取組期間

令和８年度から令和 12 年度まで

第４　点検・評価、今後のマネジメント

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条において、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施することとされており、実施方針に掲げる取組については、その進捗状況を点検・評価の対象とします。

■「広島県　教育に関する大綱」に基づき教育委員会が取り組む施策の体系

大柱	小柱
【１】乳幼児教育・保育の充実	１　園・所等における質の高い教育・保育の推進
	２　幼保小連携・接続の推進
	３　家庭教育支援の充実
【２】学びの変革の推進	１　質の高い、深い学びの実現
	２　学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進
【３】キャリア教育の推進	１　系統的な指導の充実と学校全体での推進体制の構築
	２　体験的・実践的な教育活動の充実
【４】特別支援教育の充実	１　切れ目ない支援体制の整備
	２　障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮の充実等
	３　特別支援学校の教育環境の充実・整備
【５】誰もが安心して学習できる環境づくり	１　学習指導と生徒指導の一体化
	２　多様な子供たちに応じた教育の充実
	３　学校における安全・安心の確保
【６】子供の学びを支える基盤づくり	１　教職員の力を最大限に引き出す取組の推進
	２　社会の変化を見据えた高等学校教育改革
	３　学校における安全・安心の確保【再掲】
【７】生涯にわたって学び続けるための環境づくり	１　生涯学習を進める環境づくり
	２　スポーツ・文化に親しむ環境づくり

■成果指標

指標名	現状値（R7）	目標値（R12）
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる５つの力が育まれている年長児の割合	82.9%	85.0%
「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合	小:73.9% 中:66.2% 高:68.8%	小:80.0% 中:80.0% 高:80.0%
全国学力･学習状況調査において学力に課題のある児童生徒の割合	―※1	小:25.0% 中:25.0%
特別支援学校高等部卒業時に､自立や社会参加に向けた進路決定ができたと考えている生徒の割合	―※2	100%
発達段階に応じた情報活用能力を十分に身に付けている児童生徒の割合	―※3	小:60.0% 中:60.0% 高:60.0%

※１ 令和８年度までは正答率 40%未満の児童生徒の割合、令和９年度以降はＩＲＴバンド１・バンド２の児童生徒の割合
　ＩＲＴ（項目反応理論：Item Response Theory）とは、児童生徒が問題に正しく答えられたかどうかが、問題の特性（難易度や測定の正確さ）によるのか、それとも児童生徒の学力によるのかを区別して分析し、それに基づいて児童生徒の学力を数値化（ＩＲＴスコア）する統計理論のこと。ＩＲＴバンドは、そのＩＲＴスコアを５段階に区切ったもので、ＩＲＴバンド３が基準のバンド、ＩＲＴバンド１が最も低いバンドを指す。

※２ 令和８年度に新たに、県立特別支援学校高等部の卒業生を対象に調査を実施（生徒の障害の状態等によっては保護者を対象に調査を実施）

※３ 令和８年度に新たに、小学校第５学年、中学校第２学年の児童生徒、公立高等学校（広島市を除く）の第１学年及び第２学年の生徒並びに県立特別支援学校で高等学校に準ずる教育課程を履修している第１学年及び第２学年の生徒を対象に調査を実施

１　乳幼児教育・保育の充実

（幼児教育アドバイザーによる訪問・指導、保育者への研修の充実）

○　園・所等における教育・保育の質の更なる向上を図るため、幼児教育アドバイザーによる訪問・指導や保育者への研修を充実させるとともに、園・所同士が互いに学び合う公開保育の機会拡充により、教育・保育の実践を振り返り、必要な改善を図る。

（小学校教員等を対象にした保育体験研修等による「架け橋期」の授業改善の充実）

○　小学校に入学した子供が安心して学校生活を送り、興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを実現するため、小学校教員等が幼児教育の視点を生かした環境の構成や関わり方を学ぶ保育体験研修の実施等により、更なる授業改善を進める。

（「遊びは学び」の普及啓発による家庭教育支援）

○　「遊びの中に学びがある」ことについて、理解を深め、行動につなげることができるよう、生活の身近な例を使った啓発資料の作成・配布や親子参加型行事、フォーラムを開催するとともに、ＳＮＳを活用した情報発信等の充実に取り組む。

指標名	現状値（R7）	R8	R9	R10	R11	R12
園内外で職員が振り返り学び合う機会を通じて、保育実践の改善・充実を図った園・所の割合	71.7%	74.0%	76.0%	78.0%	79.0%	80.0%
小学校第１学年の授業において、幼児教育の視点を生かした環境の構成や関わり方等の工夫ができている学校の割合	53.0%	60.0%	65.0%	70.0%	75.0%	80.0%
「遊びの中に学びがある」ことについて認識し、子供に対する関わり方が変化した保護者の割合	－※	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%

※令和8年度に新たに実施する乳幼児の保護者を対象にした調査で把握

２　「学びの変革」の推進

（個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向けた授業改善の推進）

○　個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、指定校での取組やその成果の普及等により、授業改善を推進するとともに、児童生徒の興味・関心や特性、学習のつまずき等に対応した学習指導の充実を図る。

（探究的なカリキュラムの実施や授業改善による質の高い深い学びの実現）

○　児童生徒が主体的に学び続け、自らの人生を舵取りする力を身に付けることができるよう、児童生徒が各教科等の学ぶ意味や社会とのつながりを見いだし、様々な人と関わりながら、自分の将来や生き方について考え、課題を発見し解決していく探究的なカリキュラムの実施や、授業改善を図るための実践研究、教職員を対象とした研修等の実施により、質の高い深い学びを実現する教育活動の充実を図る。

（地域・産業界等との連携による体験活動の充実とデジタル学習基盤の活用促進）

○　地域や産業界等との連携による対話や協働を通じたリアルな体験が児童生徒の学ぶ動機付けとなるよう、様々な体験活動に活用可能なウェブサイト「ミツカル！ひろしまカンパニー」等の充実・活用促進等により、教育活動の充実を図る。

また、リアルな体験の充実を支えるため、児童生徒と教職員がデジタル学習基盤を日常的に活用し、体験活動と各教科等の学習を効果的に結び付けることができるよう、教職員を対象とした研修や学校訪問指導により、学びの質の向上を図る。

（生成ＡＩ等情報技術に係る指導力の向上に向けた研修の充実）

○　児童生徒の情報活用能力の育成に向けて、教職員を対象とした研修や学校への個別支援の実施を通して、生成ＡＩ等の情報技術の効果的な活用、適切な取扱い、特性の理解についての指導力向上を図る。

（姉妹校提携への支援によるグローバル・マインドの涵養、コミュニケーション能力の育成）

○　児童生徒がグローバルな視野で活躍できるよう、留学支援制度の活用促進、短期留学プログラムの実施や姉妹校提携への支援を行うことで、海外の生徒等と交流する機会を創出し、児童生徒のグローバル・マインドを涵養するとともに、実践的なコミュニケーション能力を育成する。

（学校と地域が連携・協働するための学校運営協議会の質的向上）

○　学校運営協議会の質的向上のため、教職員や学校運営協議会委員等を対象とした研修や好事例の紹介等を通して、学校と地域双方が当事者意識をもって、学校運営協議会におけるＰＤＣＡサイクルを機能させ、学校と地域が連携・協働する体制を構築する。

（地域学校協働活動に資するコーディネーター人材の育成）

○　子供たちの成長や学校・地域社会の課題解決に向けた地域学校協働活動となるよう、学校や地域等子供の成長に関わる全ての大人を対象とした研修等により、活動のコーディネーター役を担う人材の育成等を行う。

指標名	現状値 (R7)	R8	R9	R10	R11	R12
各学校が授業改善に取り組んだことにより、授業の内容を理解している児童生徒の割合（公立小・中学校）	小:79.9% 中:74.0%	小:81.0% 中:75.0%	小:82.0% 中:76.0%	小:83.0% 中:77.0%	小:84.0% 中:78.5%	小:85.0% 中:80.0%
総合的な探究の時間において、課題を発見し、解決する過程を通した「主体的な学び」を８割以上の教員が実践している学校の割合（県立高等学校）	57.9%	60.0%	65.0%	70.0%	75.0%	80.0%
各教科において、課題を発見し、解決する過程を通した「主体的な学び」を８割以上の教員が実践している学校の割合（県立高等学校）	44.5%	50.0%	57.0%	65.0%	72.0%	80.0%
デジタル学習基盤を活用して主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善をしている学校の割合（公立小・中学校）	－※	－※	70.0%	75.0%	80.0%	90.0%
協働的な学びの充実を図る授業改善のためにデジタル機器を活用している教員の割合（県立高等学校）	65.7%	66.0%	69.5%	73.0%	76.5%	80.0%

指標名	現状値 (R7)	R8	R9	R10	R11	R12
外国人との積極的なコミュニケーションが大切だと考える生徒の割合（県立高等学校）	75.8%	76.0%	77.0%	78.0%	79.0%	80.0%
地域学校協働活動コーディネーター養成講座修了者数	224 名	260 名	295 名	330 名	365 名	400 名

※令和９年度に新たに実施する公立小・中学校を対象にした調査で把握

３　キャリア教育の推進

（活動記録の効果的な活用による計画的・継続的なキャリア教育の推進）

○　社会的・職業的自立に必要な力の育成に向け、小学校から高等学校までを通じて、自分の将来を考え、活動した内容を記録し蓄積する教材等を効果的に活用することにより、児童生徒の発達段階に応じて、計画的・継続的なキャリア教育を推進する。

（組織的なキャリア教育の推進に向けた教職員研修の充実）

○　キャリア教育に学校全体で取り組み、より良いものとするため、教職員を対象とした研修や学校訪問指導を通じて、キャリア教育の視点から、児童生徒に求められる資質・能力の育成状況に応じて各校の指導計画等の点検・改善を図るとともに、こうした取組の好事例の普及により、組織的なキャリア教育を推進する。

（「ミツカル！ひろしまカンパニー」の活用促進等による体験的なキャリア教育の推進）

○　広島の地域、自然、文化、産業などに触れながら、多様な人々との対話及び協働を通じて、子供たち一人一人の興味・関心から学びを深め、広島への愛着や誇りを育むとともに、将来の自己の生き方や在り方を考え、社会的・職業的自立に必要な力の育成に向けて、探究カリキュラムの開発・共有や、職場体験活動やインターンシップなど、様々な体験活動に活用可能なウェブサイト「ミツカル！ひろしまカンパニー」の充実・活用促進などにより、産業界と連携・協働した教育活動の充実を図る。

指標名	現状値 (R7)	R8	R9	R10	R11	R12
社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力（発達段階に応じて身に付けるべき基礎的・汎用的能力）がとても身に付いている児童生徒の割合（公立小・中学校、県立高等学校）	小:44.8% 中:31.9% 高:38.3%	小:46.0% 中:34.0% 高:40.0%	小:48.0% 中:36.0% 高:42.0%	小:50.0% 中:38.0% 高:44.0%	小:52.0% 中:40.0% 高:46.0%	小:54.0% 中:42.0% 高:48.0%

４　特別支援教育の充実

（個別教育支援計画の活用による切れ目ない支援体制の整備）

○　特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するとともに、個別の教育支援計画を校種間の接続や医療・福祉等の関係機関との連携において活用することで、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制を整備する。

（個別支援等による多様な学びの場の充実・整備）

○　特別な支援を必要とする幼児児童生徒に係る教育課程について、市町教育委員会への個別支援等により、一人一人に応じた学び方や支援に最も的確に応える指導ができるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を図る。

（地域との連携・協働による体験的な学習活動によるキャリア教育と職業的自立の促進）

○　幼児児童生徒の自立や社会参加を見据え、地域との連携・協働による体験的な学習活動等により、キャリア教育を充実させるとともに、特別支援学校技能検定の実施や就職支援教員（ジョブサポートティーチャー）による企業等との連携により、職業的自立を促進する。

（共生社会形成に向けた地域との交流や他校種との共同学習の推進）

○　誰もが自分らしく生き、お互いを認め合える共生社会の形成に向けて、特別支援学校と地域との交流や、他校種と共同した学習活動の推進などにより、社会とのつながりを意識した教育活動の充実及び環境整備を行う。

指標名	現状値（R7）	R8	R9	R10	R11	R12
個別の教育支援計画の活用率※	小:98.8% 中:100% 高:100%	小:100% 中:100% 高:100%	小:100% 中:100% 高:100%	小:100% 中:100% 高:100%	小:100% 中:100% 高:100%	小:100% 中:100% 高:100%

※個別の教育支援計画の作成に当たって、前籍校（園）から提供を受けた個別の教育支援計画を活用している学校の割合

５　誰もが安心して学習できる環境づくり

（児童生徒の人権尊重と信頼関係構築による生徒指導の指導力向上と教育相談体制の充実）

○　全ての教職員が、児童生徒の人権を尊重し、児童生徒が「一人の人間として大切にされている」と実感できる学校づくりに向け、児童生徒と教職員が信頼関係を構築することを基盤として、全ての児童生徒の自己実現を支えることや、日常的な観察や見守り等により、児童生徒の変化にいち早く気づき、学校における組織的な対応につなげられるよう、生徒指導の意義を踏まえた研修を実施し、教職員の指導力の向上を図る。また、全ての児童生徒のＳＯＳに向き合い、早期の支援につなげるために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実及び専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携等により、教育相談体制の充実を図る。

（学習指導と生徒指導の一体化のための授業づくりと学習集団づくりの支援の充実）

○　学習指導と生徒指導の一体化や児童生徒の学習のつまずきの解消に向けて、指定校での取組やその成果の普及等により、児童生徒の興味・関心や特性、学習のつまずき等に対応した授業づくりと、他者の主体性を尊重しながら自らの行動を決断し、実行する力を育みながら、共感的な人間関係を育成することによる学習集団づくりの両面からの支援の充実を図る。

（多様な学びの場の確保と関係機関との連携による不登校等児童生徒への支援の充実）

○　不登校等児童生徒の学びを切れ目なく支えるため、個々の状況による校内外の多様な学びの場の確保や、学校、市町教育支援センター等の関係機関との効果的な支援に向けた連携、興味・関心に応じた学び、学習のつまずきに応じた支援を行うとともに、好事例を普及することにより、不登校等児童生徒への支援の充実を図る。

（多文化共生の視点をもった指導力向上のための研修の充実）

○　多様な言語や文化を理解し尊重される多文化共生の視点をもった指導を充実させるため、市町教育委員会に対して、日本語指導担当教員等の指導体制の整備を支援するとともに、研修や好事例の普及を通じて、教員の指導力の向上と組織的な指導体制の構築を図る。

（県立高等学校の特色化・魅力化及び安全・安心な教育環境の整備）

○　「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」に基づき、県立高等学校の特色化・魅力化を図るとともに、老朽化対策、防災機能の強化を図るための整備など、安全・安心な教育環境の整備を計画的に進める。

指標名	現状値（R7）	R8	R9	R10	R11	R12
各学校が授業改善に取り組んだことにより、授業の内容を理解している児童生徒の割合（公立小・中学校）【再掲】	小:79.9% 中:74.0%	小:81.0% 中:75.0%	小:82.0% 中:76.0%	小:83.0% 中:77.0%	小:84.0% 中:78.5%	小:85.0% 中:80.0%
不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）	55.8%	59.7%	63.6%	67.5%	71.4%	75.2%
いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）	72.3%	72.5%	73.0%	74.0%	75.0%	76.0%
「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と回答した児童生徒の割合（公立小・中学校、県立高等学校）	小:74.1% 中:77.2% 高:　－	小:76.0% 中:78.0% 高:78.0%	小:77.0% 中:78.5% 高:78.5%	小:78.0% 中:79.0% 高:79.0%	小:79.0% 中:79.5% 高:79.5%	小:80.0% 中:80.0% 高:80.0%

６　子供の学びを支える基盤づくり

（業務量の適正化や校務ＤＸ等による学校における働き方改革の推進）

○　「学校における働き方改革取組方針」に基づき、「教員の業務量の適正化」、「教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備」及び「教員の健康及び福祉の確保に関する取組」の３つの視点により、学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境づくりや校務ＤＸの推進などの効率的かつ効果的な取組を着実に実施する。

（研修体系や研修内容の充実による教員の育成）

○　「人材育成の基本方針」に基づき、研修体系や研修内容を充実させることにより、主体的に学び続け、学校の組織的な教育活動の中核を担うことができる教員の育成を図る。

（採用試験制度見直しや情報発信による教職の魅力向上と人材確保）

○　本県の教職の魅力ややりがいを高め、広島県内の高等学校や広島県内外の大学に伝えるほか、採用試験制度の見直しをすることにより、本県の教員を志望する人材の確保を進める。

（教職員による不祥事防止のための研修の充実や職場環境づくり）

○　教職員による児童生徒への性暴力などの不祥事をなくすため、不祥事を防ぐための研修を充実させるとともに、風通しのよい職場環境づくり、児童生徒や保護者への相談窓口の周知、こども性暴力防止法による犯罪事実の確認などの取組を進める。

（統合・学科改編による県立高等学校の特色化・魅力化の推進）

○　社会の変化を見据え、これからの社会を生き抜く力を育む教育環境を整備するため、「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」に基づき、学校の統合と学科改編を組み合わせることなどにより、県立高等学校の特色化・魅力化を進める。

指標名	現状値（R7）	R8	R9	R10	R11	R12
１箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合	81.6%	86.2%	90.8%	95.4%	100%	100%
１年間時間外在校等時間が 360 時間以下の割合	60.9%	70.6%	80.4%	90.2%	100%	100%
「仕事にやりがいがある」と感じている教員（管理職を除く。）の割合	90.5%	92.8%	95.2%	97.6%	100%	100%

7　生涯にわたって学び続けるための環境づくり

（社会教育人材育成とネットワーク構築による学びの場の充実）

○　公民館等の社会教育施設をはじめとする「学びの場」が、地域や社会の課題解決に役立つ場所となるよう、各種研修の実施や市町が実施する事業の支援などにより、市町の生涯学習・社会教育の推進に関わる職員、ボランティア等を育成するとともに、ネットワークの構築などにより、社会教育人材、関係機関・団体等の連携・協働を支援する。

（関係機関との連携と情報発信による障害者の生涯学習機会の充実）

○　障害者が、生涯を通じて様々な学習機会を得られるよう、関係部局や関係機関・団体との連携を図り、障害者の学びに関する知見を共有するとともに、ＳＮＳ・ホームページで情報発信することなどにより、学びの充実を図る。

（電子図書館サービスの充実等による県民の読書活動や学びの支援）

○　図書館において、来館者への直接的なサービスに加え、来館が困難な方でも、誰もがサービスを利用できるよう、インターネットで本を借りられる電子図書館サービスの充実を図るなど、県民の読書活動や学びを支援する。

（部活動改革の推進によるスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実）

○　公立中学校等の休日の部活動の地域展開を目指しつつ、地域の状況に応じて着実な改革が推進されるよう、県市町担当者会議での情報共有や指導者リストの作成・提供などにより、各市町に対するきめ細かな支援や広域的な基盤づくり等を行うことで、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図る。

（多様なサービスによる歴史文化を親しむ機会の提供）

○　県立歴史民俗資料館、県立歴史博物館、頼山陽史跡資料館において、来館者への直接的なサービスに加え、来館が困難な方でも、誰もがサービスを利用できるよう、展示、出前授業などのアウトリーチ活動や各種事業の充実に加え、収蔵する文化財などのデジタルアーカイブ化やＷＥＢ上での公開を進めるなど、県民に地域の歴史文化を親しむ機会を提供する。

（文化財の魅力や価値の継承と保存・活用に向けた支援）

○　県内の歴史・文化を守り伝承していくため、市町等の関係機関・団体と連携しながら、文化財の調査･把握に努めることにより、埋蔵文化財などの文化財の魅力や価値を後世に引き継ぐ。

　また、文化財の保存・活用に向けて、市町の「文化財保存活用地域計画」の策定に向けた取組や、計画に基づく文化財の保存・活用にかかる取組を支援する。

指標名	現状値（R7）	R8	R9	R10	R11	R12
社会教育人材ネットワークの登録者数	64 人	82 人	99 人	116 人	133 人	150 人
県立図書館における貸出等冊数（電子書籍含む）	267,828 冊	272,000 冊	274,000 冊	276,000 冊	278,000 冊	280,000 冊
歴史民俗資料館、歴史博物館、頼山陽史跡資料館の利用者数	120,825 人	120,900 人	105,910 人※	124,200 人	125,900 人	127,500 人

※令和９年度の半年間、歴史博物館休館予定。